

令和3年11月17日
規制改革推進会議
子育て・雇用・人づくりWG

大学の設置、運営等にかかる制度 に関する検討状況について

令和3年11月17日
文部科学省



文部科学省

ご説明内容

- 1. 高等教育の質保証システムに係る審議経過（中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）**
- 2. 遠隔授業等について**
- 3. 大学設置基準等について**
- 4. 認証評価制度や情報公表について**

1. 高等教育の質保証システムに係る審議経過（中央教育 審議会大学分科会質保証システム部会）

第11期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会[※]について

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直し**などについて審議を行う。

検討の視点

- Society5.0やニューノーマルなど**将来を見据えた大学像**
- **グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性**
- 大学に対する社会の信頼を確保するための**最低限の質保証**
- **実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方**

論点

- ✓ 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
- ✓ 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ✓ 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ✓ 情報公開の在り方について
- ✓ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ✓ 質保証を支える人材の育成について
- ✓ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について
- ✓ その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

質保証システム部会委員一覧

（令和3年6月15日時点）

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部学長
土屋恵一郎	千葉工業大学特任教授、明治大学元学長
曄道 佳明	上智大学長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
宮内 孝久	神田外語大学長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

◎：部会長、○：副部会長

（これまでの状況）

・関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。

（今後の予定）

・質保証システムの見直しのコンセプトに基づき、質保証システムの各要素についての具体的な改善方策を検討。

第10期・第11期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

第10期大学分科会質保証システム部会

第1回 令和2年7月3日

- 部会長の選任等について
- 第10期大学分科会質保証システム部会の運営について
- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・一般社団法人国立大学協会
山崎 光悦副会長（金沢大学 学長）
- ・一般社団法人公立大学協会
清水 一彦副会長・第2委員会委員長
（山梨県立大学 理事長・学長）
- ・一般社団法人日本私立大学連盟
田中 優子常務理事（法政大学 総長）
- ・日本私立大学協会
佐藤 東洋士会長（桜美林大学 理事長・総長）
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
長谷川 壽一理事

第4回 令和2年9月28日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・全国公立短期大学協会 村井 美代子副会長
（三重短期大学 学長）
- ・日本私立短期大学協会 川並 弘純常任理事
（聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長）

第5回 令和2年11月25日

（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング
米澤 彰純 東北大学国際戦略室副室長・教授
林 隆之 委員（政策研究大学院大学教授）

第6回 令和2年12月23日

（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
森 利枝 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
浅野 茂 山形大学学術研究院教授
大森 昭生 委員（共愛学園前橋国際大学長）
- 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
高橋 陽一 公益財団法人私立大学通信教育協会理事長
岩永 雅也 放送大学学園副学長

第7回 令和3年1月25日

（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授
- 大学における質保証の取組について有識者ヒアリング
近田 政博 神戸大学大学教育推進機構教授
山中 明生 公立千歳科学技術大学理工学部長・教授
土屋 恵一郎 委員（千葉工業大学特任教授，元明治大学学長）

第11期大学分科会質保証システム部会

第8回 令和3年6月15日

- 部会長の選任等について
- 質保証システムの見直しについて

第9回 令和3年7月7日

- 質保証システムの見直しについて

【有識者からのヒアリング】

- 島田 敬士 九州大学大学院システム情報科学研究所 教授
山田 剛史 関西大学教育推進部 教授

第10回 令和3年8月4日

- 質保証システムの見直しについて

第11回 令和3年9月17日

- 質保証システムの見直しについて

質保証システム部会のミッションと 質保証システムで保証すべき「質」及び見直しに関する方向性について（案）【概要】

第11回中央教育審議会
大学分科会質保証システム部会
(令和3年9月17日)
資料1-1(吉岡部会長提出資料)を
基に作成

現行の質保証システムの現状と課題

(現行の質保証システムに至る経緯)

- 平成15年までの設置認可審査による事前規制型から、国による規制を可能な限り緩和する事後チェック型として、認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可制度の弾力化・第三者評価の認証評価制度の導入。
- 現在の質保証制度は、大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計。

(質保証システムの現状と課題)

- 現行のシステムは事前規制の弾力化で高等教育機関全体の新陳代謝を促しつつ、質の低下が懸念される場合には大学の自主的・自律的な改善を促すことによって質を保証する仕組みとして、一定程度機能。
- 一方で、次のような指摘。
 - ・大学設置基準：時代に合わせる形でより客観性ある分かりやすい基準とするべき
 - ・設置認可審査：客観性のある分かりやすい基準をもとに審査を行うとともに、指摘事項の根拠をより分かりやすく示し、透明性を向上させる必要がある
 - ・認証評価：不適合の場合の対応を厳格化するべき
 - ・授業外学習が十分ではない
 - ・3つのポリシーに基づく教育の実質化を進める必要がある
 - ・学修者や教育者が学修成果を明確に把握できるように可視化することで透明性を向上させる必要がある
- 大学を取り巻く環境の急速な変化、新型コロナウイルスの感染拡大による大学の日常の大きな変化の中で、以下の指摘。
 - ・学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく先進性・先導性のある教育研究活動を行っていく際に現行の質保証システムが制約になっている面があるのではないか
 - ・新たな取組を生み出していく上で、質保証システムとして最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないか
- 「学修者本位の教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」という2つの大きな見直しの方針と「客観性の確保」「透明性の向上」「先進性・先導性の確保（柔軟性の向上）」「厳格性の担保」という4つの視座から各制度の具体的な見直しについて、具体的な議論を行っていくべき。
- その際、大学設置基準や設置認可審査について、今の時代の変化に応じたものとなっているか見直すことは当然必要。また、大学が先進的な取組を行おうとする場合の対応についても検討が必要。

見直しの基本的観点

- 学校を設置しようとする者は、設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準。
（大学設置基準第1条第2項）
- 「学修者本位の教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」が見直しの方針。
- 「客観性の確保」「透明性の向上」「先進性・先導性の確保（柔軟性の向上）」「厳格性の担保」という4つの視座から各制度を具体的に見直し
（今日の社会変化等を踏まえ、基準が今の時代の変化に応じたものとなっているか見直すことは必要であり、また、大学が先進的な取組を行おうとする場合の対応についても検討が必要。）

質保証システム部会における作業チーム

作業チームの設置について

中央教育審議会令第6条第4項及び中央教育審議会運営規則第4条第5項の規定に基づき、制度面に関して専門的・技術的な事項について調査審議を行う作業チームを以下のとおり設置する。作業チームは、調査審議が終了したときには廃止するものとする。作業チームの審議状況は、適宜、質保証システム部会に報告するものとする。

質保証システム部会

(所掌事務)

設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて専門的な調査審議を行う。

作業チーム

(所掌事務) 質保証システムの制度面の専門的・技術的な事項について調査審議を行う。

作業チームメンバー

日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
杉谷 祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

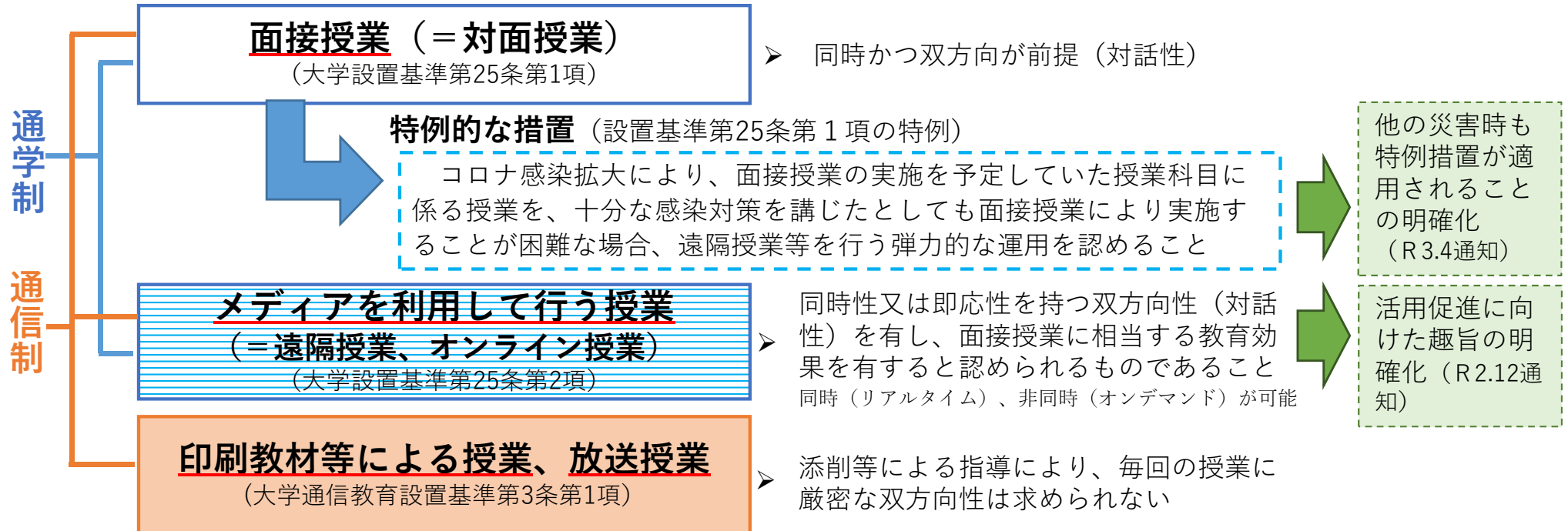
審議経過

第1回 令和3年11月26日 (大学設置基準、設置認可審査)

2. 遠隔授業等について

大学における授業の方法と教育課程

1. 授業の方法

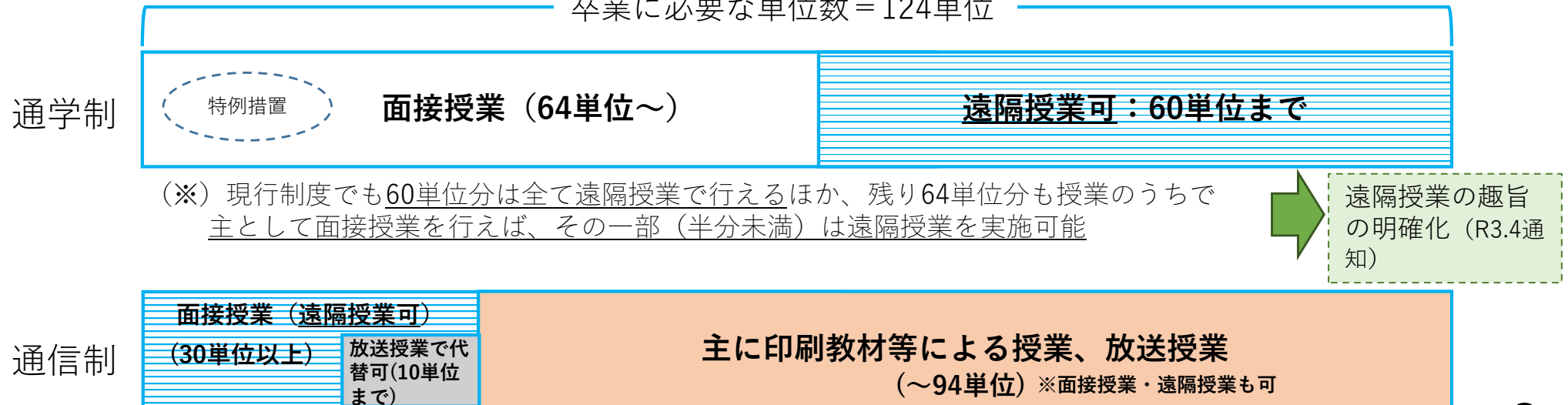


他の災害時も特例措置が適用されることの明確化 (R3.4通知)

活用促進に向けた趣旨の明確化 (R2.12通知)

2. 教育課程

卒業に必要な単位数 = 124単位



(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能 (例：サイバー大学、ビジネス・ブレークスルー大学)

新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

○ ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。

○ **概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。**

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び
1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）
の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

（2）国公立大学・高等専門学校別の別

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

（3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

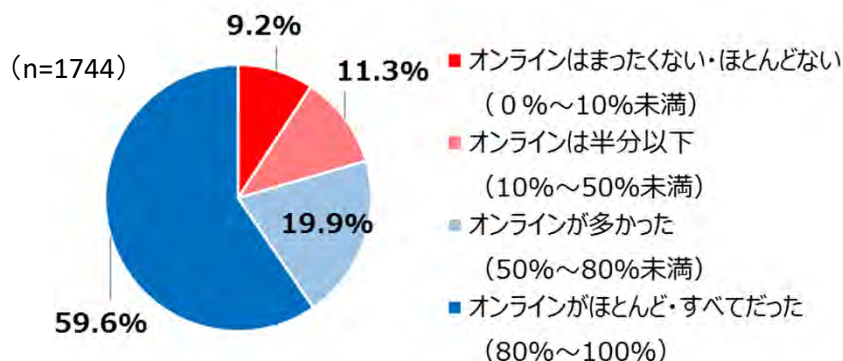
- ・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。
- ・男女比も概ね均等。

1. オンライン授業について

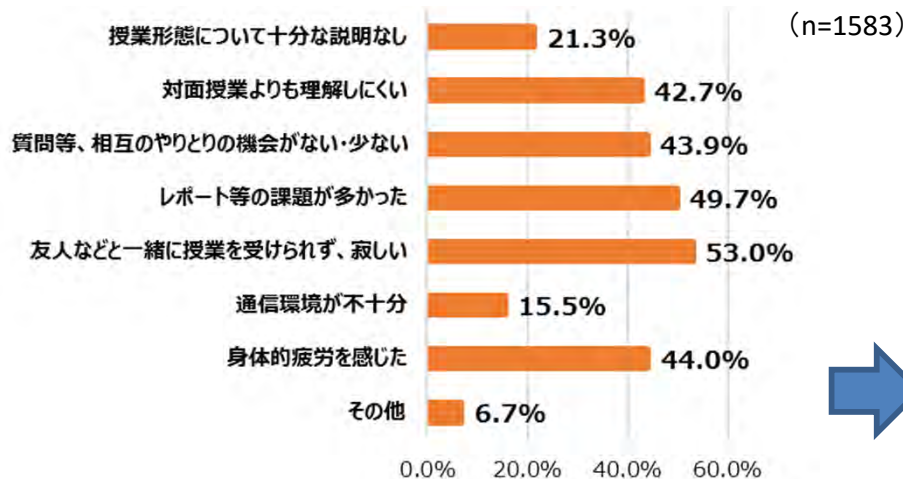
- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学修できること**が多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

(1) オンライン授業の割合（令和2年度後期）

以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



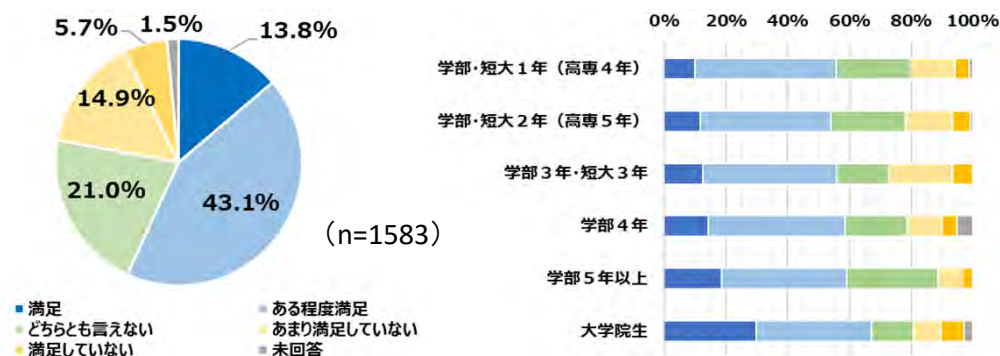
(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度（左：全体、右：学年別）



その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生もおり（満足していない：5.7%、あまり満足していない：14.9%）、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声을丁寧聞き、質の向上に努めることが必要。¹¹

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）における遠隔授業の考え方

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

（1）ニューノーマルにおける高等教育の姿

（コロナ禍を契機とした遠隔・オンライン教育の普及・進展）

こうした状況を踏まえて、ポストコロナを見据えた高等教育の在り方を考えるに当たって、次の3つの視点が重要です。

第一に、遠隔・オンライン教育は、高等教育の新たな可能性を拓くものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても後戻りをするにはあり得ないという点です。このため、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要です。また、教育のデジタル化により、学修ログを集め学生の学修内容や理解度をデータとして可視化して教育効果を評価することや、それらのデータに基づき教育改善を行うことも必要です。

第二に、大学等は、単に知識・技能を修得するための場だけでなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、教職員・学生間、留学生や社会人も含めた学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があるという点です。このような全人格的な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないことに留意する必要があります。

第三に、多くの大学等においては、遠隔・オンライン教育の取組は緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら改善を図っている段階にある点です。遠隔・オンライン教育で質の高い授業を行うためには人手がかかるとの意見もありますが、その効果を評価するためには、他の条件（教員、科目、学年等）を一定にした上で、面接授業の効果と比較をする必要があります。海外では、例えば、遠隔・オンライン教育は学生の属性（学力、学年等）によって効果が異なるとする研究結果があるなど一定の研究が行われていますが、我が国ではそのような研究は極めて乏しいのが現状です。遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要です。

遠隔授業やICTを活用した授業内容・授業方法の進展に伴う 質保証の在り方について（論点）

教育再生実行会議第12次提言では「国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する」と指摘されているが、どのような方策が考えられるか。

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通学制の大学でもオンラインを活用した遠隔授業が広まった（令和2年度後期に履修した授業のうち、オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割）。
- 文部科学省の調査（※）では、学生の全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多いが、理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生も少なくない。（※）「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査」（令和3年5月公表）

- ✓ 遠隔授業と面接授業の効果をどのように評価し、比較・検証するか（例：学生アンケート、教員アンケート等による評価、単位修得状況、成績評価）。効果検証にあたり、学年や授業形態、学問分野、成績評価方法等の違いをどのように扱うか。
- ✓ 遠隔授業が効果を有する学生の属性、授業形態や、面接授業との効果的な組み合わせの在り方について検証・評価するためには、どのような方策が考えられるか。
- ✓ 各大学での効果検証の状況を踏まえた、国としての効果検証の進め方をどのように考えるか。
- ✓ 遠隔教育の単位修得の柔軟化の検討を行うにあたり、必要なエビデンス、考慮すべき要素としてどのようなものがあるか。
- ✓ 上記検討を踏まえた質保証システムの各機能をどのように考えるか。

- 今の設置基準上は60単位まで遠隔教育が可能だが、残り64単位に関しても、面接授業のうち半分未満は遠隔教育を取り入れられるのであれば、4分の3近くの授業で、遠隔教育を用いることも可能であり、通信制とほぼ変わらないような状況にもできる。この単位設定をこれ以上むやみに大きくする必要はないのではないか。
- コロナ禍を学修者本位の教育に転換していくための契機として捉え、新たな教育の在り方を議論していきたい。それがないと、国際競争で取り残されていくのではないか。
- 個別最適化や学修者主体の教育を実現する上で、オンライン教育はかなり効果を発揮すると思う。学生の多様なキャリア形成にも資する。そういったこともオンライン教育の可能性として議論が広げられるような素地をつくっていただきたい。
- オンラインだからこそその質の高い授業を実現するよう、現状ある障害を除いていく議論をするべき。
- 教育形態に関しては提供側の議論だけでなく、例えば学生が海外から自大学の授業を取りにいくといった新しい様態が実現できるような規制緩和は図られるべき。
- オンライン授業の満足度が、全体としては57%程度の学生が満足、あるいはどちらかという満足と答えているということは4割以上の学生は満足しないということ。この点についてはもう少し大学として留意していく必要があるのではないか。
- ハイブリッド型教育の常態化を前提とし、現在の設置基準、特に校地・校舎面積などの物理的空間に関する規制は全面的に見直すべきではないか。その際、校地・校舎については、オンライン教育に対応するデジタル機能、設備が備わっているかどうかを確認することなどが必要ではないか。
- ここ1年半のオンラインやハイブリッドの教育効果もまだ十分に検証されておらず、先生方もまだ熟達していない中で、結論づけるのは拙速・不十分ではないか。大事なのは今後、うまくブレンドしていくこと。
- 現行の60単位上限は具体的に何が支障なのかということも明らかにしていけないとすぐに見直しはできない。当面は現行制度を活用しながら、ただ、コロナ禍前に戻るのではなく、検証の意味も含めて、限定的・試行的に、新たな取組を一定程度認めるような仕掛けをしていく。その場合に、学生保護の観点から、遠隔授業の割合の情報公表が重要。それは制度改革が終わった後であっても同じ。
- オンライン、ハイブリッド、ハイフレックス授業をやれば施設が不要・省略できるという発想は、必ずしも適切ではない。コンピューターを持ってきたり、インタラクティブな議論をしたりというときには、むしろスペースや施設が充実しなければいけない。今の段階でキャンパス環境への条件を緩めるよりは、実験的に幾つかの例でエビデンスを固めてから動いても遅くないのではないか。

通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>面接授業</p> <p>遠隔授業可：60単位まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと 面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること） 	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>②30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>③ ②のうち10単位 = 放送授業で代替可</p>

○構造の違い

学生構成 ・ 最低年限超過状況	<p>18・19歳入学者割合</p> <p>94.7%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p> <p>最低在学年限超過学生割合</p> <p>3.3%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p>	<p>18～22歳学生割合</p> <p>11.5%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p> <p>有職者割合</p> <p>42.6%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p> <p>最低学年数超過卒業生割合</p> <p>58.0%</p> <p><small>(出典) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議資料(H24.12.19)</small></p>
-----------------------	---	---

定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	<p>(収容定員 (学部))</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>(8,000人以上の大学は140%)</p> <p>(入学定員 (学部))</p> <p>0% 90% 100% 130%</p> <p>(4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%)</p>	<p>(収容定員) ※定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>(140%)</p> <p>(入学定員)</p> <p>※左記の仕組みは存在しない</p>
---------------------------	---	---

コスト ・ 教員数/施設	<p>○ 国立大学 (入学料・授業料 ※4年分) 約240万円</p> <p>※仮に経済学部・工学部 (各々収容定員4,000人、1学科のみ) とする大学の場合の試算 (教員数・校舎面積)</p> <p>(教員数) 143人 (校舎面積) 62,641m²</p>	<p>○ 放送大学 (入学料・授業料 ※卒業までに要する学費) 約70万円</p> <p>(教員数) 42人 (校舎面積) 12,440m²</p> <p><small>注: インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</small></p>
--------------------	---	---

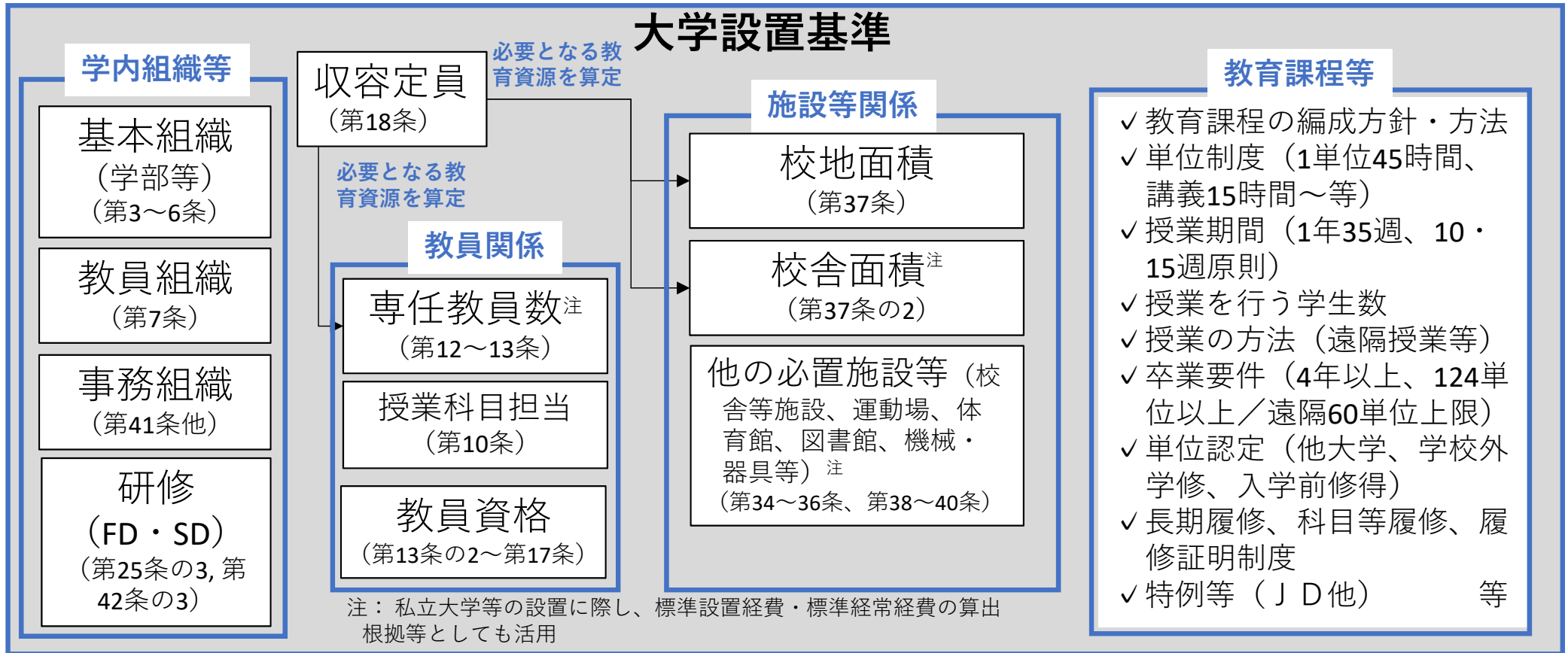
- 通学制・通信制の区分の議論の前提として、通信制に係る現行制度、通信制本来の機能・役割に関する現状をしっかりと把握する必要。
- 通信制の授業方法には多分に進化の余地があり、今後に向けてしっかりした質保証システムを構築すべき。
- 通信制と通学制の大きな差異は、双方向性の担保にある。リカレントの必要性を考えると、双方向でなくても学べる通信制の意義は高まっているので、通信制と通学制を一緒にするのは慎重になるべき。
- 新しい取組を支援するに当たり、単純に通学制と通信制を一緒にするのは無理がある。通学制の中で、ある程度通信制に近い形のものが一定程度認められるような形を考えるしかない。その際、両者では専任教員数の配置と定員の関係が異なっているので、柔軟な仕組みを作っていくことが必要。
- 通学制と通信制という制度と、授業の提供方法、また、大学側がどの程度オンラインで授業を提供するかという話と、受講する学生側の卒業要件としての単位の上限の話とを区別すべき。制度面では、通学制と通信制は対象学生や授業料が全く違う。通学制には、即時の双方向性を持つ授業のほか、キャンパスがあって学生が集うことによって成り立つメリットがある。各制度のメリットもきちんと押さえた上で、今後議論していく必要がある。
- 全寮制やオンライン教育、PBL、サービス・ラーニングなどの取組で非常に高く評価されている海外の大学の要素を大学設置基準に入れ込んでいくことはほぼ無理。教室や図書館の面積などの教育施設ではなく柔軟に考えるべき。

3. 大学設置基準等について

質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

第9回中央教育審議会
大学分科会質保証システム部会
(令和3年7月7日)
資料4-1を基に作成

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。(学校教育法第3条)
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。(大学設置基準第1条)



事前規制

新たな組織 (大学、学部等) の設置

- ・ 上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、**設置認可審査**や**設置計画履行状況等調査 (AC)** を実施

事後チェック

設置後の組織 (大学、学部等) 運営

- ・ **自己点検・評価**
- ・ **認証評価 (法令適合性の確認含む)**
- ・ **情報公表 (義務及び奨励)**

①学内組織に係る論点

1. 設置認可の在り方

※定員管理
とも関連

- ✓ 大学又は学部等单位での設置認可は引き続き必要か
- ✓ 教育課程単位（学部等单位）での教育資源の確認は引き続き必要か
- ✓ 学位の種類・分野が変わる場合の設置認可は引き続き必要か

2. 学内組織の役割・機能等の在り方

- ✓ 大学全体としての組織的・体系的な教育課程の編成、運営、検証及び見直しの必要性（内部質保証の実質化）
- ✓ 科目の大きくくり化等、密度の濃い主体的な学修を実現する組織的・体系的な教育課程の編成・実施を可能とするための体制の在り方
- ✓ 事務組織・事務職員の役割・位置づけ（高度専門職等）の見直し

3. 教育支援・実施等の在り方

- ✓ TA※¹・SA※²等の授業補助者の活用やチーム・ティーチングの必要性
- ✓ 質保証を担う教職員等の育成・確保（FD、SD含む）
- ✓ スキル・能力の明確化や卒業・成績要件の厳格化、学修時間の増加など授業の実質化

4. 学生の関わり方

- ✓ 学生の教育課程編成等への参画の必要性
- ✓ 学生自身の資源配分の整理
(例)
 - ・授業外学修含めた学修時間の実質化
 - ・アルバイト等経済的環境の確保
 - ・サークル活動や社会活動などの課外活動
 - ・就職活動等への時間配分等

※1 ティーチング・アシスタント（TA）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実施・実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの

※2 スチューデント・アシスタント（SA）

大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、TAとは区別してスチューデント・アシスタント（SA）と称することが多い

②教員の在り方

- ✓ 教員の専任性の必要性（教育上最低限必要となる教員数に含める教員の範囲、指導補助者（T A ・ S A）の役割・位置付けの整理）
- ✓ 教員審査（設置認可審査）・教員資格（設置基準上）の必要性
- ✓ 実務家教員の定義等の在り方

③施設等の在り方

- ✓ 校地・校舎面積や必置施設等の必要性
- ✓ 図書館や情報処理施設のあり方
- ✓ 既存教育資源の共有・活用はどこまで認められるのか（教員の専任性、既施設等）

⑥上記見直し等に伴うシステム全体としての質保証の担保

④教育課程の在り方

- ✓ 遠隔授業の在り方
- ✓ 通学制・通信制の在り方
- ✓ 国際通用性の確保や教育の質保証も踏まえた単位制度の検証
- ✓ その他学修者本位に資する現代に即した設置基準の各条項の在り方（例）
 - ・外国の大学の入学前
 - ・授業方法（サテライト）
 - ・修得単位認定
 - ・卒業要件
 - ・授業期間
 - ・外国の組織
 - ・授業を行う学生数
 - ・段階的廃止等

⑤設置認可審査における基準の更なる明確化や精選等

- ✓ 大学名称（「適当」「目的にふさわしい」の趣旨等）の在り方
- ✓ 現在の設置審査において、質保証を行う上で真に必要な事項に絞るなど、設置基準の各事項の精選・簡素化

- ✓ 代替措置による質保証（情報公表等、別の方法で代替可能・望ましい方法へ転換等）
- ✓ 質保証システムとしての国際通用性の確保

大学設置基準等についてこれまで以下のような意見が出ており、今後さらに議論を深化させるため、作業チームにおいて制度面に関して専門的・技術的な事項を審議予定。

(大学設置基準)

- 必要最低限な基準である大学設置基準について、何が問題になっていて、何を改善していくべきなのかを確認すべき。
- 普通のマーケットと違って、高等教育はサービス提供側とそれを受け取る側の情報格差が非常に大きい中で、時代の変化に対応して大学が変わっていくために、かつ、学生保護の観点からも、設置基準はナショナルミニマムとして設定し、国が認可の際に保証する基準とする必要がある。
- 大学や大学のプログラムは、学位を出すという唯一の役割を担っている。誰が、どういう基準で学位を出すことを認め、あるいは不要な基準をどう除くかという議論が必要。現状の設置基準は何でもできるようになっていると思う。
- 足かせになっている設置基準を見直し、特段に優れた大学を作り出せるような環境整備も非常に重要だが、その規制緩和を利用して低水準の大学が参入する可能性も懸念する。規模、分野、財政基盤の多様性を前提に、どこまでを設置基準で規定し、どこからを運用で見ていくのかを考えるべき。

(専任教員)

- 小規模大学が地域の大学として、地域社会のニーズに臨機応変に対応するには、専任教員に関する大学設置基準上の基準の緩和は必要。一方で、専任教員は、学生支援・指導や大学運営業務にも重要な役割を果たすので、単に授業の業務量が相当するから兼務教員のみという扱いはできない。例えば半分は学生指導もできる専任教員で、半分は兼務だが業務量が相当する先生という考え方もありえる。
- 専任教員については、現行の基準を維持する場合であっても、クロス・アポイントメント制度の利便性を高めて、国内外の複数の大学で教員を共有することもできるようになれば、海外大学との教育連携が進んで、大学のグローバル化が更に進むのではないか。
- チームティーチングが極めて重要になるので、教員のクオリティーの問題を個人の問題として考えないということが重要ではないか。
- 専任教員の集合体の単位を考えるうえで、学位認定をする責任主体が非常に重要で、それはつまり学生を指導できる教育環境を保つための教員数や学生定員というふうに関わっている。

(施設等)

- 設置基準は古い部分が出てきていると考えており、どこが現代に合わないのかをしっかりと見通して議論していくことが必要である。例えば、ICTなど情報通信技術が進む中で、校地・校舎の考え方が昔の基準のままで良いのかといった議論が必要ではないか。
- 設置基準は、高等教育機関として必要となる基本的な質保証の仕組みであり、設置認可がなされた後も定期的にチェックを受けることが必要である。Society 5.0を見据えて、今後必要となる施設や設備を検討していくことになると思うが、基本となる施設・設備を担保する必要性というものを感じている。
- 施設については、例えば多様な学生に対する配慮など、配慮を必要とする学生に対する施設面での在り方についても設置基準上で考えることができないか。

(単位等)

- 非常に重要な問題として単位についても考える必要があるのではないか。単位には国際標準というものがあり、その国際標準の中で単位の在り方をどのように考えていくのか。
- リカレント教育の質保証の観点から、社会人がフルタイムの仕事を持ちながら大学・短大に通うことは、時間的にも制限が多く困難である。アメリカのコミュニティ・カレッジのように、単位制と修学年限に柔軟性を持たせることや、学位取得にあたって既修得単位の時間的有効性を担保するなどの対応が必要と考えられる。
- 1単位45時間の学修時間が果たして適切なのか。1科目当たりの学修の在り方を見直してみて、学生たちがしっかりと課題も授業もこなせるような形を考えるべきではないか。アメリカのコミュニティ・カレッジやアメリカの大学では、1科目3単位というところが多い。日本の大学でも科目当たりの単位数や履修する科目数を見直すことは今の時期に行っておくべき。
- 例えばアメリカでは卒業要件が120単位であったり、ヨーロッパでも単位互換のための共通単位としてECTSが導入されている。こうした諸外国の基準を下回るようでは、日本の大学の質として保証できないので、国際的な観点を踏まえつつ、設置基準の見直しを進めることが重要。

(設置認可制度)

- 設置基準・設置認可の要否に関する議論の結果、不要となれば、すごくいいかげんな大学ができることも許容しようということになる。大学選択も学生の責任になるが、それでも日本の大学は、多様な大学間で競争した方がいいという覚悟をするのか、学生保護を考えるのか、そういう議論がないといけない。
- 全てを設置審上あるいは規定上で定めるのは難しいので、内部質保証の裁量を与えると同時に、形式的に全部基準に合致していたとしても、設置審あるいは認証評価でノーと言えるような裁量を、設置審、認証評価団体に与えていくべき。
- 現時点で論点に上がっていない大きな課題も考えながら、設置認可を、事前として何をやるべきか、その後、何を認証評価で担うべきなのかというのを整理する必要がある。大学数が多い日本において、認証評価機関も大きな負担は負えない中、設置認可は必要。
- 評価や質保証は、事前評価から事後評価に軸足が移っていく中で、自己評価、認証評価、情報公表に必要な事項を整理した上で、事前評価に何が必要かを考えるべき。
- フィージビリティの問題として設置審や認証評価でどこまでやるのか真剣に考えた方がよい。キーとなるのは、内部質保証という言葉とその在り方である。内部質保証についてはそれなりに実践も含めて蓄積があると思うので、その辺の蓄積やエビデンスをきちんと出した上で議論することがどこかで必要ではないか。

(質保証システム)

- 大学の在り方も変わる中、力のある大学がいろいろ試せるよう、自由度を高めることが大事。併せて、担保されるべき卒業生の質や満足度、それに関する情報の透明性を考えたうえで、制度がどうあるべきかを考えるべき。
- 本来は大学が自ら内部質保証すべきところそれができていない以上、外部質保証が機能しないといけない。そのバランスをどうするかは全体設計すべき。

(参考) 紙の本、個室の研究室について

規制改革実施計画に定めた「必ずしも「紙の本」の図書館や教員の個室は必要ない」という点と併せて、周知する」に関し、以下の内容を今年度周知済み。

■大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和5年度開設用）【抜粋】

大学の設置手続等に関してよくある質問

1 大学等の設置認可申請又は学部等の届出について

(4) 施設・設備について

Q1-38. 研究室について「専任の教員に対しては、必ず備えるものとする」という規定がありますが、面積等の基準や目安はありますか。また、これらは個室として備えなければならないのでしょうか。例えば、複数人でシェアする共同研究室などを研究室として扱うことはできますか。

A. 研究室の面積等に関する基準や目安はありません。利用形態は、必ずしも個室である必要はありませんが、研究執務に専念できる環境でなければなりません。また、オフィスアワーに適切に対応できること等、学生の教育上の観点からも適切な設備であることが必要です。

Q1-39. 整備すべき図書等の数量について、一般的な基準や目安等がありますか。

A. 整備すべき図書等の数量については、設置する学部等の目的や教育課程の内容等によって異なるものと考えられますので、一般的な基準や目安となるものはありません。設置する学部等の目的や教育課程の内容等に応じて、申請者又は届出者において整備計画の妥当性を説明してください。また、必ずしも紙媒体である必要はなく、電子書籍も図書に含まれます。

定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

○ 定員管理の単位の現状

- ①大学設置基準 : 学部ごとに定める収容定員を単位に管理
※平成3年に学生定員（入学定員）→収容定員に変更
- ②設置認可審査 : 学部単位の平均入学定員超過率に基づき管理
※平成12年度申請分から、収容定員→入学定員に変更（厳格な成績評価の実施に伴う留年生の増に備え）
- ③基盤的経費の配分 : 学部単位・大学単位、入学定員・収容定員双方に基づき管理
- ④その他の財政支援 : 大学教育再生戦略推進費は入学定員・収容定員双方に基づき、修学支援新制度は収容定員を単位に対応。

○ 社会状況の急激な変化

Society 5.0や社会のDX化、グローバル化が進展するとともに、人口減少下にある我が国社会において、社会の変化に対応するとともに、新たな社会変革を促していく人材を育成する必要性。

- ✓ 現在、定員管理については、それぞれの政策手段ごとに各々の管理の仕組みが取られているが、それぞれの関係は合理的なものになっているか。また、大学や社会に対して分かりやすい制度となっているか。
- ✓ 社会が加速度的に変化する中であって、大学の自主性・自律性を生かした取組を促すため、定員管理の弾力化・柔軟化についてどう考えるか。（例えば、入学定員ベースから収容定員ベースに／単年度から複数年度での管理／学部学科単位から大学単位）

第8回質保証システム部会における関連する主な意見

(質保証のための制度と政策手段としての制度)

- 定員管理には、質保証のための教育環境の確保の話と、もう少し幅広いファンディングやマーケットの話があることを共通認識として持った上で議論したほうがいいのではないか。
- 入学定員と私学助成とのリンクは、制度の問題と政策の問題と分けられる部分もあるのではないか。

(弾力化・柔軟化の方向性)

- 定員管理の弾力化・柔軟化、すなわち、入学定員ベースから収容定員ベースに、単年度から複数年度での管理に、学部・学科単位から大学単位の管理にというふうに移行すること自体には賛成。

(単年度から複数年度の平均へ、入学定員から収容定員に)

- 学部単位の入学定員から大学単位での収容定員で行うということ、それから、単年度ではなくて複数年度の平均を見ることにしてほしい。
- 入学定員と文科省による私学助成とがリンクされているということが、一番大きな問題。私学としては、学部ごとではなく大学全体で、入学定員ではなく収容定員で評価してほしい。
- 1点刻みの入試からの脱却のため、一番大きな足かせになっている入学定員の厳格な管理を考え直していただきたい。

(学部学科単位から大学単位に)

- 大学における教育は、学部単位ではなく各学部が連携した教育、あるいは、学年横断的な教育へ移行しているので、入学定員だけ学部単位で発想するのはやめ、大学単位にしてほしい。
- 大学全体で定員を管理する場合、教員の専門性の確保は別の論点として挙げる必要がある。
- 学部から大学全体の定員管理にすることを考える場合には、担当する大学教員の専門性をどう保証していくのか、ST比をどう考えるのかといった課題を議論すべき。
- 定員の学部単位から大学単位へというのは、大学運営の柔軟性という意味ではすごくいい。だが、学部間で定員未充足・超過があり、大学全体としては定員通りということで本当にいいのか。
- 大学単位で定員管理をする場合、定員に対する教員数を考えたとき、学位の質保証とつながるのか。教員をあちこちに異動させられるのであれば十分あり得る。
- 定員管理を大学全体にすると、学科間の定員充足に偏りが出ることも想定されるため、ある程度きめ細かい確認は必要ではないか。全体がちょうど充足していればいいというやり方がまかり通るようになってはいけない。





- ✓ 定員管理について、柔軟化・弾力化する方向で検討するとともに、定員管理の制度について見直すに当たっては、設置基準や設置認可等の制度上の定員管理と、私学助成や設置認可申請の際の取扱いといった政策的な取扱いを分けて考える必要があると考えられる。
- ✓ 私学助成や設置認可申請の際の取扱いについては、大学設置基準が収容定員を基に管理することとなっていることから、大学設置基準に合わせて入学定員による管理から収容定員に基づく管理に見直すこととしてはどうか。開設から完成の年度までの間の扱いはどのように考えるか。
- ✓ 一方で、学部学科単位から大学単位に収容定員を見直すことについては、学位の質の保証の観点から懸念の声が示されているが、どのように考えるか。
- ✓ また、定員管理を柔軟化・弾力化する場合、どのように質保証システム全体として質を保証することが適当と考えるか。



第9回質保証システム部会における関連する主な意見

(定員管理の意義・役割)

- 学修者本位の教育の実現のためには分野の体系性を保証することが必要。定員管理においてもこの点を十分に考慮することが求められる。
- 定員管理を撤廃したり、大幅に緩和したりすることは、学生にとっての学修の質保証の観点から懸念がある。定員管理の仕組みを一定程度維持し、大学の質保証につなげていくと同時に、弾力的な運用によって大学経営の効率性や学生へのメリットを向上させていくことが望ましい。

(弾力化・柔軟化の必要性)

- 定員管理を厳格化することでST比率を向上させ教育の質を担保する効果があるとされている一方で、現在の日本の大学の改善点である入口管理から出口管理に移行することを定員管理が阻害している面があるのではないか。
- 定員が管理されていることで動きが鈍くなる。特に私学の場合には私学助成の配分や設置認可の条件になっており、敏感にこれに反応せざるを得ない。入試の合格の出し方も例えば補欠を少しずつ出していくなど相当な時間と労力を要している。受験生にとっても補欠合格という不本意な入学の仕方を多数に与えることになっている。

(単年度から複数年度の平均へ、入学定員から収容定員に)

- 単年度の入学者ではなく、全体の収容定員を基準に弾力的に運用することは、時代に即した大学の改組転換や大学入試改革への対応をスムーズにすることにつながり、有効性は理解できる。

(学部学科単位から大学単位に)

- 定員が未充足の大学が新しい学部をつくり、そこで多くの学生を集めようとしているケースがある。それを考慮すれば学部、学科単位という枠を外すべきかの問題を考えなくてはいけない。大学全体では、それぞれの学部、学科が持っている責任が見えなくなる可能性がある。学年が進行するにつれて、多くの学生が退学するような大学もあり、そういう場合には、入学定員を少し多めに取っているのかということ、そういう問題ではない。どの単位が教育を担っているのかを念頭に置くべき。

(柔軟化・弾力化に伴う質保証の担保)

- 大学の自由度を増すことは時代の流れとして必要。ただ、自由度を増すということは大学自身に責任が多くなるということを常に認識する必要がある。教育の質保証の責任は大学自身にあるので、質保証と情報公開を徹底させて、その公開された情報を認証評価でチェックできるようにする。認証評価でも手に負えないものは文科省がチェックして、悪質な場合は厳しい措置も講じる。そこまでの全体メカニズムを一体として整備すべき。

4. 認証評価制度や情報公表について

認証評価制度や情報公表の在り方については、大学設置基準等の見直しと併せて質保証システム全体の観点から検討を行う必要があり、今後作業チームや質保証システム部会において審議予定。（以下参考：同部会での意見例）

（認証評価制度）

- 認証評価に関しては、大学の改善・向上に資するという視点で考えていくことが重要である。
- 認証評価において内部質保証重視となったが、認証評価機関ごとに何ができてれば内部質保証ができていくのかということに関して、ある程度差があるのではないか。認証評価機関が、内部質保証の考え方について、どの程度足並みを揃えることができるのかについても検討が必要ではないか。
- 評価結果の内容として継続的な観点から大きく変わらない部分については、次回の評価を簡素化するなど、全体としてバランスを取りながら評価において重点を置く内容について考えてはどうか。
- 大学は非常に多大な労力をかけて自己点検・評価を実施し、認証評価を受けていると思われるが、一般社会から見ると、認証評価ということが何なのか全くわからないということになる。認証評価で何を保証しているのか、認証評価機関ごとに違いはあるにせよ、一般社会からも理解される分かりやすいものにしていくことが必要である。

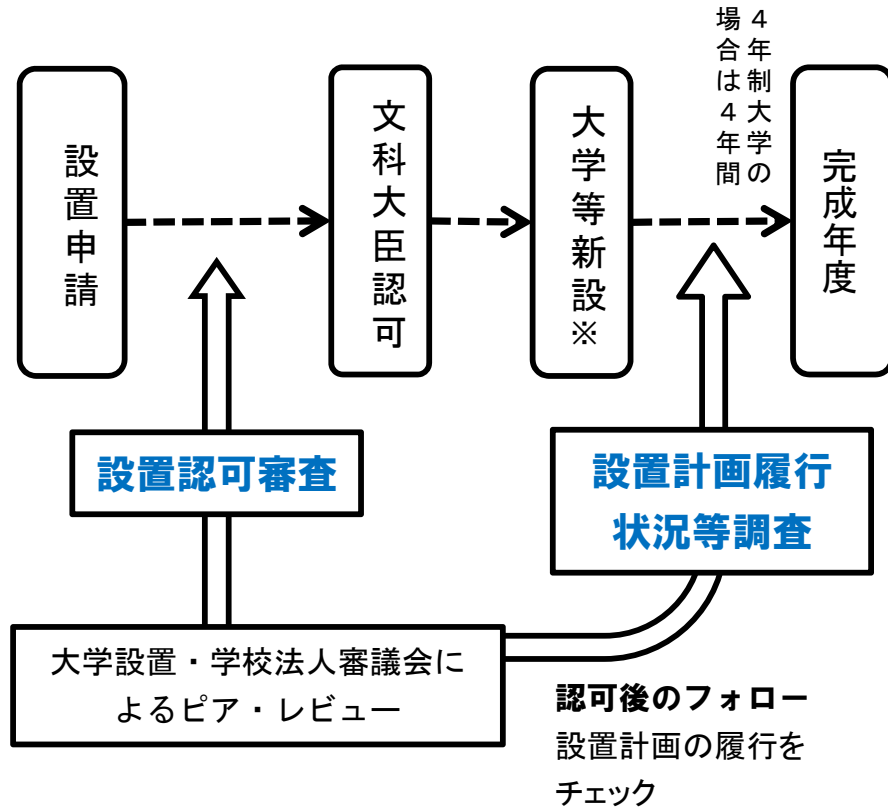
（情報公表）

- 基本的には大学の情報公表について、内容の共通化、公表の義務化を行うべきであるが、大学ポータルは国公立大学と私立大学で媒体が分かれており、現状のシステムでは機能しているとは言い難い。
- 情報公表に関して、大学によって対応にバラつきがあり、学生はもちろん、地域社会に対しても情報発信を一層充実させていく余地というか、必要性があるのではないか。
- 大学が社会になかなか理解されていないという点に関して、今後は、分かりやすく情報公表していくという、情報公表と質保証ということが求められるのではないか。
- 公共性を有する大学の社会的役割という点からも、受験生への情報提供という観点からも、3ポリシーや内部質保証に関する情報は、積極的に公表すべき。

參考資料

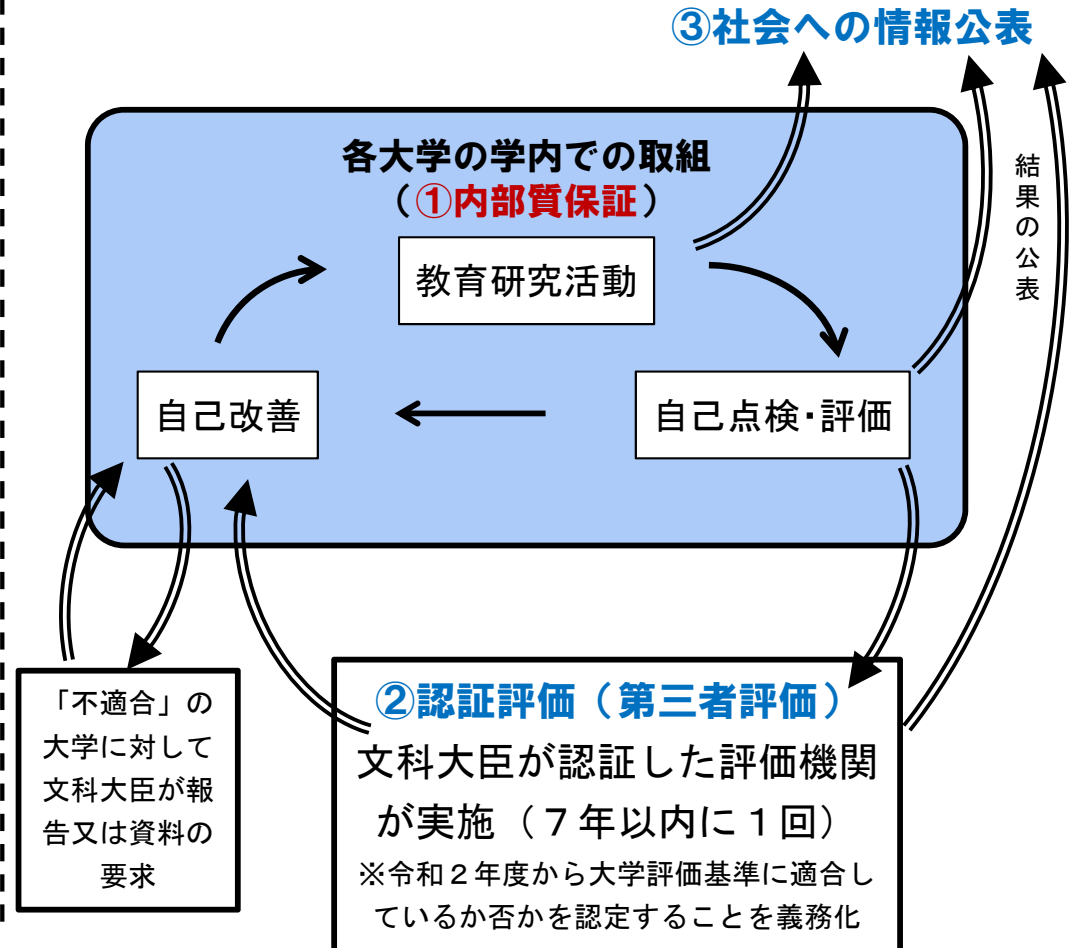
我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】 （大学の設置申請から完成年度までの質保証）



※新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が既に授与している学位の種類及び分野と同じ場合は、届出による設置が可能（文部科学大臣の認可を要しない）

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

令和2年度の大学等における授業の実施状況について

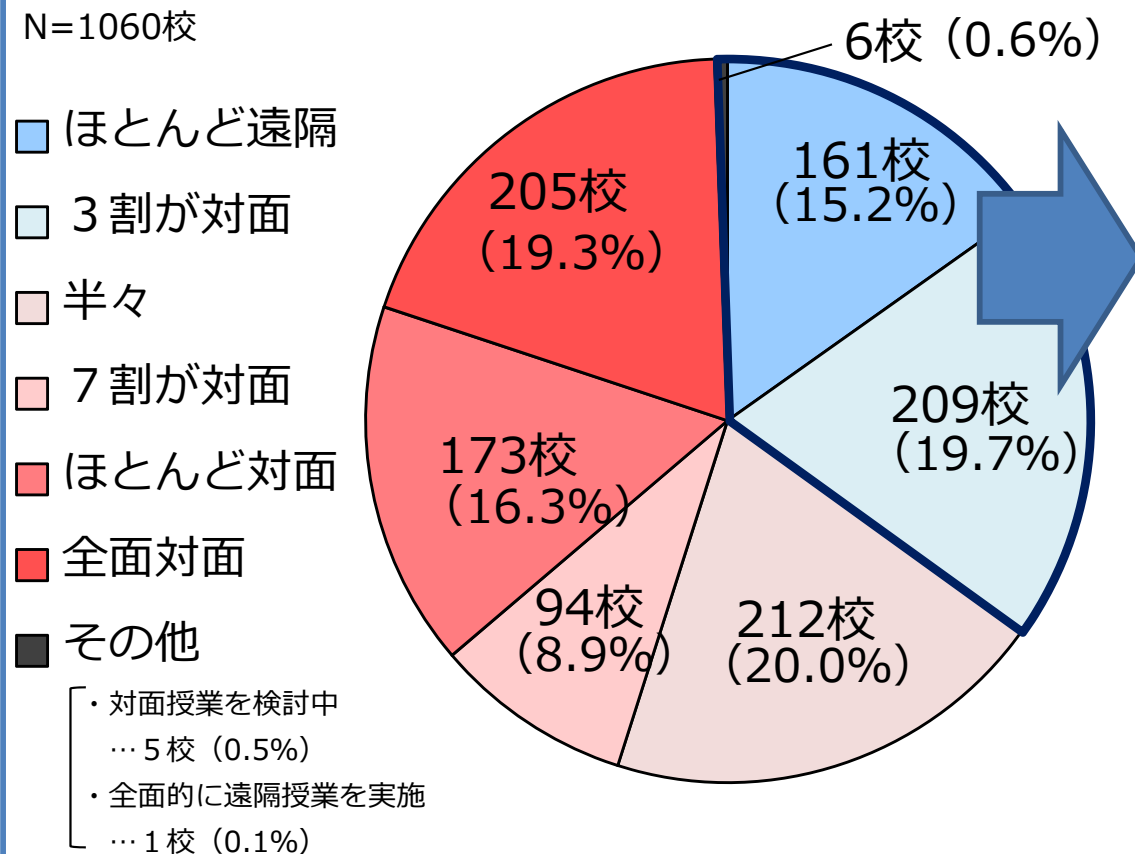
（調査の概要）

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の本年度後期等の授業の実施形態等について調査し、全国の状況を把握するもの。

後期授業における対面・遠隔授業の実施方針

○令和2年度後期の授業について、

半分以上を対面授業とする予定とした大学等は、1060校中684校（**約6割**）。
他方、残りの**約4割は、対面授業の割合が授業全体の半分未満**となる予定と回答。



- ・対面授業が半分未満の大学（計377校）に対して、**実際の授業開始後の状況を再調査**。
 - ・授業の実施状況（10月20日時点）や学生の理解・納得を得るための取組状況等を確認。
- **約半数（190校）が対面授業を半分以上に**。
残りの約半数（187校）は、対面授業が半分未満にとどまる。
- これら**187校**では、
 - ・授業形態の検討に当たって考慮した重要事項に関する**学生への丁寧な説明**、
 - ・学内**施設の開放**や学生の**交流機会の設定**、
 - ・**オンライン授業の質の向上**や、学生から寄せられる**悩みへの丁寧な回答**等により、**学生に寄り添う対応に努めている**。
 - 各大学の授業の実施割合や取組の状況は、**校名とともに公表**。

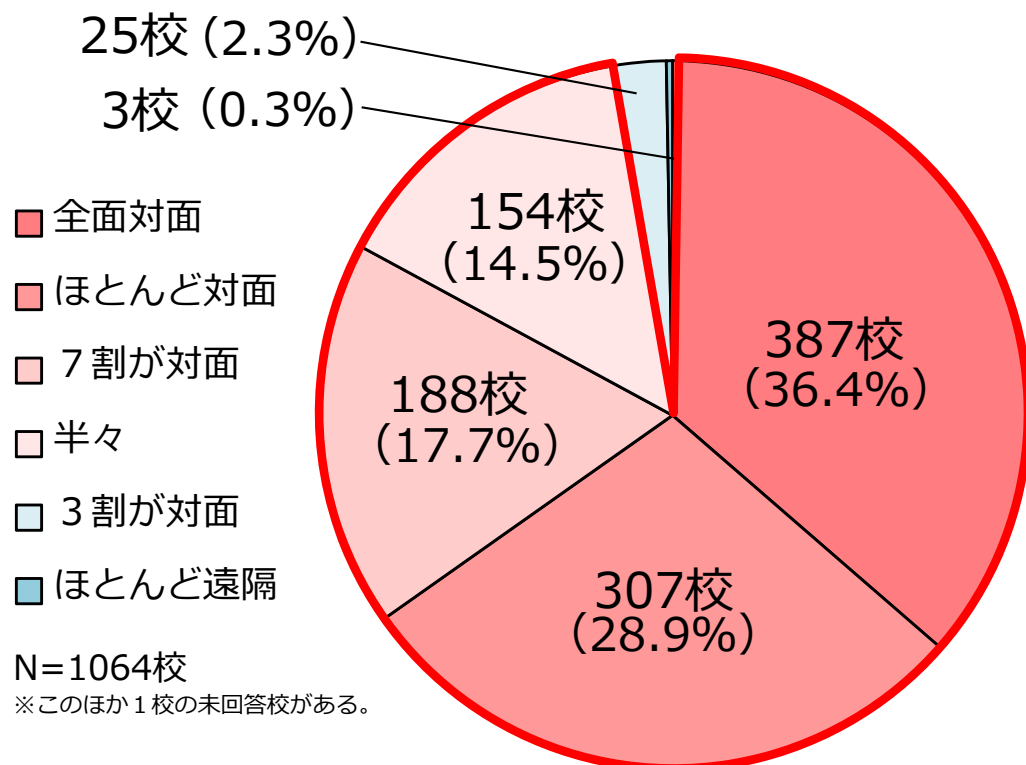
令和3年度前期の大学等における授業の実施方針等について

（調査の概要）

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和3年3月19日～3月31日（**回答時点での令和3年度の方針**等について質問）
- 調査趣旨：各大学等の令和3年度前期の授業の実施方針等について調査し、全国の状況を把握するもの。

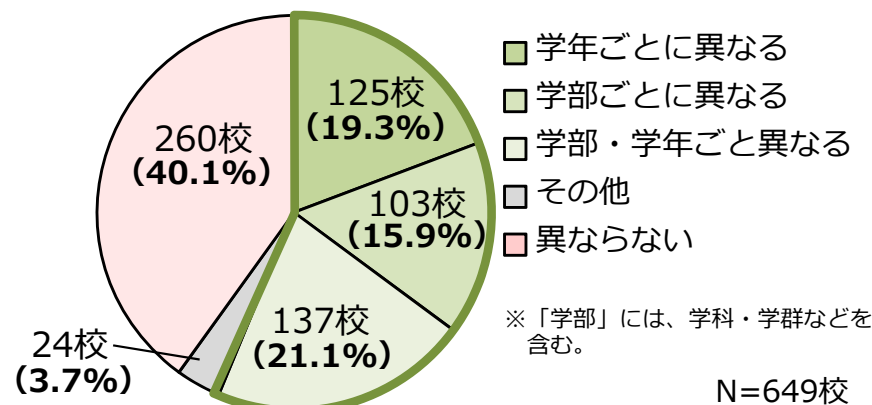
令和3年度前期における対面・遠隔授業の実施方針

- 半分以上を対面授業とする予定とした大学等**は、1064校中1036校（**約97.4%**）。
他方、半分以上を対面授業とする併用校（649校）の中でも、**多くは学部・学年ごとに差異**。



- ※ **調査実施時に計画していた授業の方針であり、その後の感染状況等を踏まえて、実際の授業形態は異なるものとなっている場合がある。**
- ※ 昨年度の状況と比べると、半分以上を対面授業とする大学等の割合は、**約8割（昨年12月発表）であったところ、97.4%に増加している。**
- ※ 「全面対面」とは、感染対策を講じつつ、コロナ禍前と同じ範囲で対面授業を行っているものを指す。「ほとんど対面」は8割以上を対面授業としているもの、「ほとんど遠隔」は対面授業が2割以下の状況を指す。

- ・ 対面・遠隔授業を併用するが、全体の半分以上を対面授業で行う予定とする大学のうち、**約6割は、学部や学年によって授業形態に差**があると回答。
- ・ 詳細についての自由記述からは、**実技・実習系の授業が多い学部では対面授業が多いとする回答や、大人数の講義が多い低学年では遠隔授業が多い傾向にあるとする回答が複数見られたが、1年生などに対して優先的に対面授業を行うとする回答もあった。**



→ 極端にキャンパスに通う機会が少ない学部・学年が生じることのないよう、**特に低学年の学生への配慮を含めて、丁寧な対応を行うことが必要。**

大学における授業に関する法令上の規定等

○大学設置基準（昭和31年10月22日）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条

- 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

○大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）①

1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- 大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信設置基準第6条の規定により、同令第3条第1項で定める大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみの卒業も認められること。
- 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせる教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること。
- なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心して、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）②

3. その他

- 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について、令和2年5月22日大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について（5月22日時点）」を更新する形で示す予定であること。
- 2. で示した大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和2年12月23日高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」等で示す留意事項について引き続き参照すること。
- 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に令和3年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

遠隔授業の活用等に係るQ & A（令和3年5月14日事務連絡）（抄）

問9 遠隔授業の実施方法として、一度に対面で受講する人数を制限し、一部の者は面接授業により、残りの者は遠隔授業（同時双方向）により受講させる授業を交互に行う場合、このような授業科目の扱いはどのように考えるか。【新規】

- 例えば、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えありません。

問10 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、その当該学生の授業科目における扱いはどのように考えるのか。【新規】

- 結果として、一部の学生の事情により、当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合でも、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問11 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、基礎疾患等を有する一部の学生が感染リスクを恐れる場合など、大半の授業を遠隔授業での受講を希望する学生がいる場合はどのように扱うのか。【新規】

- 問10と同様、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生など一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問12 1つの授業科目の受講者を2グループに分け、15コマの授業を面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施した場合、一方のグループは対面での授業時数が半分を下回る場合も考えられるがどのように取り扱うのか。【新規】

- 面接授業として取り扱うためには、例えば、全員の対面での参加を求める授業を1回以上設けるなど、いずれのグループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようになっている必要があります。

大学設置基準について（組織関係規定）

○教職協働

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

○教員組織

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

○事務組織

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、
大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

○研修

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

大学設置基準について（教育課程①）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

（参考：単位互換表（The UMAP単位互換方式（UCTS：UMAP Credit Transfer Scheme））>

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

国/地域	UCTS	アジア	米国	欧州 (ECTS) ※	英国 (CATS) ***
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	-----	-----

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

※ECTS－欧州単位互換制度（European Credit Transfer System）

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

***英国の3単位は高等教育質保証機構（QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education）が説明している英国とECTSとの単位換算原則（2008年）に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度（CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme）を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

三 （略）

【出典】
『UMAP交換留学プログラムおよびUMAP単位互換方式（UCTS）利用者ガイド』

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

大学設置基準について（教育課程②）

（一年間の授業期間）

第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（卒業の要件）

第三十二條 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～5 （略）

（参考）学校教育法

第八十七條 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 （略）

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等①）

（校地）

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等②）

（校舎等施設）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等③）

（校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（略）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（略）が最大である学部についての同表に定める面積（略）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（略）を合計した面積を加えた面積（略）以上とする。

別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）
文学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係		4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

別表第三 ハ(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの面積（平方メートル）	四〇〇人までの面積（平方メートル）	六〇〇人までの面積（平方メートル）	八〇〇人までの面積（平方メートル）	一〇〇〇人までの面積（平方メートル）	一二〇〇人までの面積（平方メートル）	一四〇〇人までの面積（平方メートル）	一六〇〇人までの面積（平方メートル）	一八〇〇人までの面積（平方メートル）	二〇〇〇人までの面積（平方メートル）
文学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係		三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、二四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等④）

（図書等の資料及び図書館）

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

定員の取扱い

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等においてペナルティがある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	4000人以上			4000人未満		
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000~8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○ 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%…▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ~51%

※医歯学部については別途設定

※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

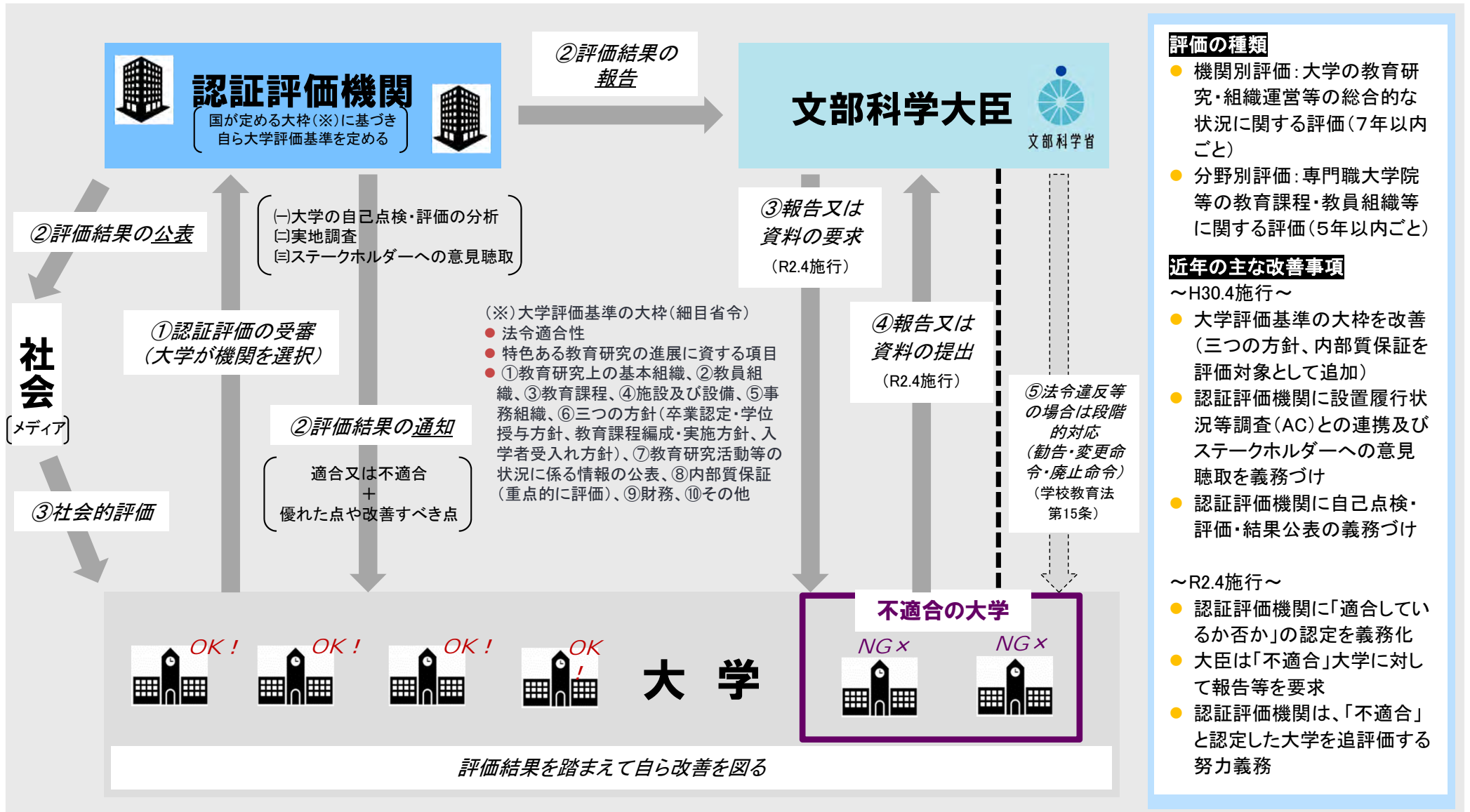
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価
は、第3サイクル目



大学の情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

【学校教育法施行規則】

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)